

【地方税法等の一部を改正する法律により令和4年4月1日施行を予定している船橋市市税条例の内容】

## 固定資産税

- ① 固定資産課税台帳の閲覧又は記載事項の証明書の交付の際のDV被害者等の保護  
(船橋市市税条例第73条の2)

固定資産課税台帳の閲覧および記載事項の証明書の交付に際し、地方税法上でDV被害者等の保護のための支援措置が規定されたことに伴い、条例上も明確にするもの。

### DV被害者等の保護のための支援措置

#### 【1】目的

DV等の加害者が、証明書の交付等を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ること。

#### 【2】支援措置の規定等

〈改正前〉 総務省からの通知により住民基本台帳事務処理要領に準じて運用する。

〈改正後〉 地方税法の規定により運用する。

#### 【3】支援措置の内容（固定資産課税台帳の記載事項の証明書交付の場合）

〈改正前〉 証明書の請求者に応じて、交付等の請求が制限される。

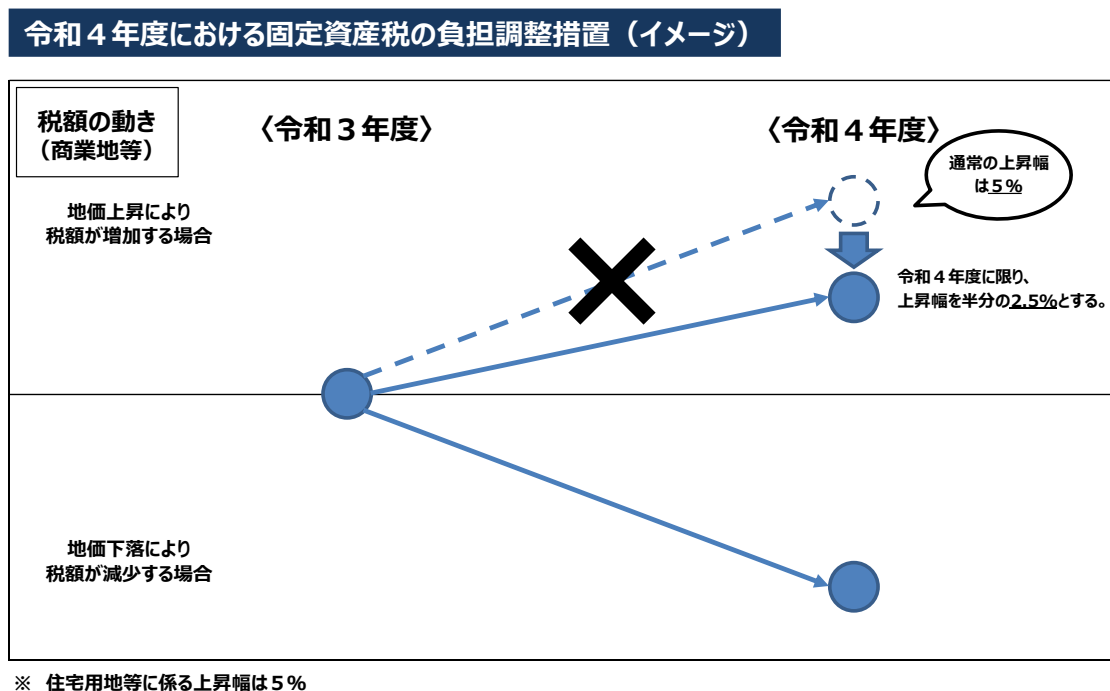
- ①加害者からの請求は、不当な目的があるものとして交付しない。
- ②支援措置対象者（DV被害者等）からの請求であっても、なりすましを防止するため、代理人請求や郵送請求では交付しない。  
※事前届出している代理人は除く。
- ③借地・借家人等からの請求は、厳格な本人確認、利用目的の厳格な審査を実施。

〈改正後〉 証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付する。

② 商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減

(船橋市市税条例附則第12条)

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%（現行5%）とする。



**その他規定の整備**

(船橋市市税条例第48条、附則第10条の2、第10条の3)

地方税法の改正（項ずれ等）による規定の整備